

---

## 平成15年度特定畑作物等需要確保対策事業のうち 新規用途普及実験事業の募集について

### 1 はじめに

財団法人いも類振興会では、いも類（かんしょ、ばれいしょ）の需要拡大を図るため、平成13年度から財団法人中央果実基金の助成を受け、特定畑作物等需要確保対策事業を実施しています。

このうち、いも類に関する新製品・新技術開発を目的とした新規用途普及実験事業について、平成15年度実施分を公募し、採択された案件に対し事業を委託します。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業の目的

いも類（かんしょ及びばれいしょ）については、農林水産省では食料・農業・農村基本計画において、自給率の向上を図るための基幹作物に位置付けられたところです。しかしながら、生産努力目標に示された国産いも類の生産量を確保するためには、生産に対応した需要の確保を図ることが重要です。

このため、地域性及び商品性の高いいも類新製品・新技術の開発を図るとともにその普及を促進し、もって、いも類の新たな需要の開拓に資することを目的としています。

#### (2) 対象事業

平成15年度特定畑作物等緊急対策事業のうち新規用途普及実験事業

#### (3) 事業期間

委託契約締結から平成16年3月20日までの間

#### (4) 委託費（事業費）

委託費（事業費）は、一事業当たり概ね100万円以上1,000万円以下を想定しており、事業の内容に応じて決定します。

#### (5) 事業対象経費

事業の対象となる経費は、会議費、原材料費、研究開発費、報告書作成費、その他事業の実施に必要な経費とします。

#### (6) 自己負担

事業の委託を受けるに当たっては、委託費（事業費）の2分の1相当額をご負担いただきます。

#### (7) 応募資格

都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び国産かんしょ、ばれいしょを使用している加工事業者で、地域性及び商品性の高いいも類新製品・新技術の開発が可能な技術を有している者とします。

---

### 3 応募手続き

#### (1) 応募者

応募者は、機関の長とします。

#### (2) 事業実施計画書の作成

応募者は、定められた様式により事業実施計画書を作成し、財団法人いも類振興会へ申請するものとします。

なお、事業実施計画書の様式は、下記にお問い合わせ下さい。

#### (3) 応募受付期間、問い合わせ先等

応募受付期間：平成15年5月31日まで

応 募 先：〒107-0052

東京都港区赤坂6丁目10-41

ヴィップ赤坂303号室

財団法人 いも類振興会（担当：需要推進部長 川又）

電 話 03-3588-1040

### 4 審 査

財団法人いも類振興会は、提出された事業実施計画書が事業の目的に適合しているか否かについて審査し、審査結果を応募者に通知します。

なお、審査に当たっては応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

### 5 事業委託契約

採択された事業については、契約条件の協議が整い次第、速やかに応募者と事業委託契約を締結します。

### 6 事業成果

#### (1) 実績報告書

事業実施者は、新製品・新技術開発についての開発結果を財団法人いも類振興会に報告いただきます。

#### (2) 事業成果のPR

事業実施者は、事業成果をPRするため、財団法人いも類振興会が参加又は主催するイベント等について、いも類振興会からの協力要請があった場合は適切に対応するものとします。

#### (3) 知的所有権の帰属

事業実施者がこの事業により取得した知的所有権については、事業実施者と財団法人いも類振興会の両者が承継することとします。